

常務理事	事務長	課長	担当者	交付枚数	交付日	No.
				大 枚	. . .	～
				小 枚		～

体育奨励補助金交付申請書

(潮干狩り事業補助金申請用)

千葉県自動車販売整備健康保険組合 理事長 様

行 事	利用予定年月日	年 月 日 (必ずご記入ください)				
	場 所	江川海岸 潮干狩り				
	目 的	健康の保持増進のため				
利 用 者	保険証の 記号番号	氏 名	本人・家族の別	年齢	性別	備 考
	—		本人・家族		男・女	
	—		本人・家族		男・女	
	—		本人・家族		男・女	
	—		本人・家族		男・女	
	—		本人・家族		男・女	
	—		本人・家族		男・女	
	—		本人・家族		男・女	
	—		本人・家族		男・女	
	—		本人・家族		男・女	
	—		本人・家族		男・女	
	—		本人・家族		男・女	
	—		本人・家族		男・女	
	—		本人・家族		男・女	
上記のとおり利用券の交付を申込みいたします。						
年 月 日						
所在地						
事業所名						
事業主						

注意事項

- ① 必ず入場券購入前にご申請ください。ご利用は1人1回のみといたします。
 - ② 入場券購入後の申請はできません。この交付申請書を利用予定日の2週間前までに、健康保険組合に必着でお願いいたします。
 - ③ 特別利用券は予算の都合上、予定枚数を発券した時点において終了いたしますので、ご了承ください。
 - ④ 特別利用券の交付対象者は、当健康保険組合の本人（被保険者）および家族（被扶養者）に限ります。
ただし、3歳以下のお子様は入場無料のため、交付の対象外となります。
 - ⑤ 補助の金額は大人（中学生以上）800円、小人（小学生以下）350円となっております。
 - ⑥ 特別利用券は、利用時に当該施設の第一料金所に持参することにより利用できることとなっております。そのため、特別利用券を紛失された場合は利用することができません。また、紛失された場合は入場券購入後に補助金額の返金も行いませんので、保管管理には十分にご注意ください。
 - ⑦ 特別利用券は交付された方にのみ有効です。他人に譲渡はできません。
 - ⑧ 特別利用券のご利用前に、退職等により健康保険の資格を失った場合は、特別利用券をご返還くださいますようお願いいたします。
(資格喪失日以降に利用された場合は券面額をご請求させていただきます。)
- ※ 健康保険法における被保険者及びその被扶養者の、健康の保持増進のために行われる保健事業として、申込書等の記載内容について利用いたします。